

## プロジェクター使用規定（案）

J S C A北海道支部 総務委員会  
平成14年 4月22日 制定

- 第1条 本規定は、社団法人J S C A北海道支部が所有する「液晶プロジェクター」（以下は本機器とする）の使用について定める。
- 第2条 本機器は、J S C A北海道支部において、会と会員の技術の向上と研鑽を目的とした使用を原則とする。
- 第3条 本機器使用の優先順位は、J S C A北海道支部主催行事、J S C A北海道支部講演会及び研究会の順序とし、申し込みの順とする。
- 第4条 本機器の使用を希望する場合は、所定の申込書により申し込むものとする。申込み受付後でも、J S C A北海道支部の行事が決定した場合は、使用の優先権はJ S C A北海道支部とする。
- 第5条 申し込みは、使用する会員名により申し込み、使用目的を明記する。
- 第6条 機器使用料は下記の通りとし、使用料の支払いは返却時に現金にて行う。  
使用料 一泊二日を基本とし 一回につき 2000円  
延長料金は 一日につき 1000円  
使用期間は最大5日間とし、日曜日は使用期日に含めないものとする。
- 第7条 高額機器のため、運送業者による移動時には損害賠償保険の適用を原則とする。  
保管場所からの引き取りと返却は、使用者の責任において速やかに行う事とする。
- 第8条 取り扱い中に、機器の破損が生じた場合は使用者の責任において補修する。
- 第9条 本機器の担当は、J S C A北海道支部総務委員会とし、この規定で特に明示していない事項は、総務委員会で協議する。
- 第10条 本規定の施行について必要な事項は、J S C A北海道支部役員会で定める。
- 以上

# プロジェクター借用申込書

J S C A 北海道支部 御中

平成 年 月 日

J S C A 北海道支部プロジェクター使用規定を了承遵守の上  
下記日程にて、液晶プロジェクターの借用を申し込みます

## 記

会 員 名 \_\_\_\_\_ 印

使用日時 平成 年 月 日( ) ~ 月 日( )

使用場所 \_\_\_\_\_

使用目的 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

携 帯 \_\_\_\_\_

## プロジェクター借用申込受付確認書

年 月 日 上記申込みを受け付けました。

年 月 日 からのプロジェクターの使用を了解します。

使用金額は、\_\_\_\_\_円となります。

\* 延長の場合は、別途使用料金をお支払い下さい。

\* 返却時に、現金にてお支払いの程宜しくお願い申し上げます。

返却日時：\_\_\_\_\_年 月 日( )

返却場所：\_\_\_\_\_

J S C A 北海道支部 担当氏名 \_\_\_\_\_ 印